

令和7年度岩手県中小企業東日本大震災復興資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、東日本大震災により著しい被害を受けた県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に対し、経営の安定に必要な資金（事業再建に必要な資金を含む。）を円滑に供給することを目的とする。

第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表1に定めるとおりとする。

第3 貸付対象者

東日本大震災復興緊急保証制度要綱（平成23年5月16日付け平成23・05・06中庁第3号）の要件を満たす県内に事業所を有する中小企業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 1 東日本大震災により事業所等に損害を受け、当該事業所の所在地を管轄する市町村から罹災証明書の発行を受けた者
- 2 東日本大震災の発生後の最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高）が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少しており、当該事業所の所在地を管轄する市町村から認定証明書の発行を受けた者

第4 貸付の条件

1 対象資金

設備資金及び運転資金とする。ただし、別表2に掲げる区域外の市町村から第3の1又は2の証明を受けた者については、次の(1)又は(2)の資金に限るものとする（保証申込受付時点において別表2に掲げる区域内に事業所を有するものを除く。）。

- (1) 本資金の保証に係る既往借入金の範囲内の額による借換に要する資金
- (2) ア又はイに係る債務の返済に要する資金（ただし、自己資金や他の借入金等と合わせて当該債務の完済が見込まれる場合に限る。）

ア 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第16条第1項第1号の規定により買取りをした債権

イ 産業復興機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成24年経済産業省令第11号）第2条第4号イの規定により買取りをした債権

2 貸付限度額

設備資金 1企業につき8,000万円以内とする。

運転資金 1企業につき8,000万円以内とする。

ただし、設備、運転併用の場合は、1企業につき8,000万円以内とする。

3 貸付期間

15年以内とする。ただし、3年以内の据置期間をおくことができる。

4 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 10年以内 年1.6%以内

貸付期間 10年超15年以内 年1.8%以内

5 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

6 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

(1) 東日本大震災復興緊急保証を適用し、年0.8%とする。

(2) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(1)に掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

7 償還方法

原則として均等分割返済とする。

8 その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第5 申込手続

貸付を受けようとする者は、東日本大震災の影響を要因として必要な資金である旨の理由書を添付し、取扱金融機関に、その所定の手続きにより申し込むものとする。

第6 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第7 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第8 書類の保管

貸付を受けた者のうち、第3の1に該当する者は、その資金用途及び支払等の年月日が分かる関係書類について、貸付の日から5年間保管するものとする。

第9 取扱金融機関の責務及び報告

1 取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより、知事に融資実績を報告するものとする。

2 取扱金融機関は、期中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。なお、取扱金融機関が期中のモニタリングの内容の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行うときに、その理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

第10 取扱期間

取扱期間は、令和8年3月31日までの貸付実行分とする。

第11 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合

別表2 対象市町村

市町村
宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町